兵庫県公報

令和８年10月30日　金曜日　　第 767 号

発　行　人
兵　　庫　　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

告　　示　　ページ

○ 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）…… 1
○ 保安林の指定の解除予定（治山課）…… 2
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）…… 2
○ 保安林の指定施業要件の変更予定の取消し（同）…… 4
○ 鳥獣保護区の指定（自然鳥獣共生課）…… 4
○ 特定猟具使用禁止区域の指定（同）…… 6
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）…… 17
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）…… 18
○ 同　　上（同）…… 19
○ 平成30年兵庫県告示第162号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（砂防課）…… 19
○ 令和元年兵庫県告示第432号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）…… 19
○ 令和２年兵庫県告示第226号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）…… 19
○ 令和３年兵庫県告示第379号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）…… 20
○ 令和３年兵庫県告示第380号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）…… 20
○ 令和３年兵庫県告示第381号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）…… 20
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）…… 20
○ 同　　上（同）…… 21
○ 同　　上（同）…… 21
○ 同　　上（同）…… 21
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部改正（会計課）…… 22

公　　告

○ 地域森林計画の樹立及び一部変更の案の縦覧（林務課）…… 22
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課）…… 23
○ 建築士法による処分（建築指導課）…… 24
○ 都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）…… 24
○ 同　　上（北播磨県民局）…… 24
○ 同　　上（同）…… 25
○ 同　　上（淡路県民局）…… 25

選挙管理委員会告示

○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正 …… 25

告　　示

兵庫県告示第1095号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第１項の規定により、県営土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）屋形地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

また、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができる。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　縦覧に供する書類

換地計画書の写し

２　縦覧の期間

令和８年10月30日から同年11月19日まで

３　縦覧の場所

市川町役場

兵庫県告示第1096号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　解除予定保安林の所在場所

養父市大屋町宮本字阿弥陀山315の10、315の12

２　保安林として指定された目的

水源の涵養

３　解除の理由

道路用地とするため

兵庫県告示第1097号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１⑴　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市波賀町谷字上ヱ山220の５から220の14まで、220の16から220の18まで、220の38、220の41、220の43、220の47から220の49まで

⑵　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

⑶　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

⑺　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ヱ山220の５・220の６（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

⑴　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

⑼　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

⑽　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

２⑴　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市波賀町谷字溝野山806の10

⑵　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

⑶　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

⑺　次の森林については、主伐は、択伐による。

字溝野山806の10（次の図に示す部分に限る。）

⑴　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

⑼　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｴ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

３(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町安積字大林1211の19

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大林1211の19

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

４(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町深河谷字川永171の２、字ウト山172の２

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川永171の２・字ウト山172の２（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

(ｲ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ｳ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｴ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

５(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町安積字大林1211の５、字上ミ曲里1242、字アシ谷1398の12から1398の16まで、1398の20、1398の21

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ミ曲里1242、字アシ谷1398の12から1398の14まで

(ｲ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ｳ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｴ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1098号

令和８年兵庫県告示第767号により保安林の指定施業要件の変更予定に関する告示を行った次の保安林について、保安林の指定施業要件変更の予定を取り消す。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町安積字嵯峨林867の12、字岩谷山1409の４、1409の５、字ドウチン畑1410の１から1410の３まで、字古城山1414、1414の１、1414の２、字シンドウ1415の２、1415の３、1416の４

２　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町生栖字ノゾキ岩907の１、907の６から907の９まで、907の14から907の24まで、一宮町安積字除岩1406の２、1406の78、1406の85

３　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町安積字東大谷1399の１、1399の３、1399の４、字小林1400の５

４　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町安積字本谷1402の３、1402の６から1402の11まで、1402の19から1402の22まで、字上江籠リ1403の４

兵庫県告示第1099号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第１項の規定により、次の区域を鳥獣保護区として指定する。

なお、平成28年兵庫県告示第916号（鳥獣保護区の指定）は、令和８年10月31日限り、廃止する。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

名　称	区　　域	存続期間
鉄拐山鳥獣保護区	神戸市須磨区須磨浦通２丁目における国道２号と市道西須磨方面65号（通称離宮道）との交点を起点として、同所から同国道を西進して垂水区塩屋町における同国道と市道塩屋多井畑線に至り、同所から同市道を北進して民部谷及び大谷を経て垂水区下畑における神明道路との交差点に至り、同所から同道路を東進して須磨区離宮前町の市道西須磨方面65号（通称離宮道）に至り、同所から同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
小野市男池鳥獣保護区	小野市来住町における男池水面の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
京見山鳥獣保護区	姫路市広畑区則直におけるＪＲ山陽本線と市道八幡230号線との交点を起点として、同所から同鉄道を西進して県道大江島太子線に至り、同所から同県道を北進し市道勝原35号線に至り、同所から同市道を東進して揖保郡太子町と姫路市の市町界に至り、同所から同市町界を東進し京見山山頂を経て姫路市広畑区才の随応寺から揖保郡太子町原に通じる山道に至り、同所から同山道を南東進して市道八幡40号線に至り、同所から同市道と市道八幡230号線を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

伊和鳥獣保護区	宍粟市一宮町須行名字宮の廻り407番地の１及び一宮町東市場字南垣内12番地の伊和神社境内一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
南光町瑠璃寺鳥獣保護区	佐用郡佐用町船越における同町船越字門前626番地の仁王門を起点として、同所から寺谷の西尾根を北西進して、瑠璃寺奥の院に至り、同所から同尾根を北西進して、同町船越字船越山877番地の11における旧南光町と旧佐用町との旧町交点に至り、同所から同旧町界を北西進及び北東進して、旧南光町、旧佐用町及び宍粟市千種町との旧３町界交点に至り、同所から佐用町と宍粟市の市町界を南東進して同船越字船越山877－２番地に至り、同所から南進して船越山山頂（標高727.2メートル）に至り、同所から通称本谷の東尾根沿いに南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
野上鳥獣保護区	豊岡市野上1324番地のコウノトリ保護増殖センター、同センター駐車場の敷地及び同センターの東側の円山川地域森林計画区における豊岡市10086林班のウ小班の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
福岡八幡鳥獣保護区	美方郡香美町村岡区における県道芽野福岡線と県道福岡出合線との交点を起点として、同所から県道福岡出合線を南進して町道八幡線に至り、同所から同町道を南西進して町道福岡中大谷線に至り、同所から同町道を北西進して町道毛無１号に至り、同所から同町道を北東進して県道芽野福岡線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
王地山鳥獣保護区	丹波篠山市河原町における市道河原町南濠端線と市道東濠端稲荷前線との交点を起点として、同所から市道東濠端稲荷前線を北進して吒枳尼王神社第１鳥居に至り、同所から王地山北側の字陶器山坪、字秋葉山、字堂山ノ坪、字山尾ノ坪、字三弥谷、字東山ノ坪の字界を経て、県道篠山丹波線（県道107号）の観音橋に至り、同所から同県道を南西進して市道河原町南濠線に至り、同所から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
伊勢ノ森鳥獣保護区	淡路市久野々における市道からす畑線と市道石堂原線との交点を起点として、同所から市道石堂原線を南東進して市道瀬地常隆寺線に至り、同所から市道瀬地常隆寺線を南東進して常隆寺野営場に至り、同所から遊歩道を南進して常隆寺を経て市道五斗長上条線に至り、同所から市道五斗長上条線を南進して市道常隆寺奥ノ山線に至り、同所から市道常隆寺奥ノ山線を南東進して市道畑常隆寺２号線に至り、同所から市道畑常隆寺２号線を南西進して市道小原池線に至り、同所から市道小原池線を北西進して市道五斗長上条線に至り、同所から市道五斗長上条線を西進して市道五斗長萩尾條４号線に至り、同所から市道五斗長萩尾條４号線を北西進して市道柳谷線に至り、同所から市道柳谷線を北西進して市道からす畑線に至り、同所から市道からす畑線を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
三原八木鳥獣保護区	南あわじ市八木入田における市道八木２号線と市道大榎列古長田線との交点を起点として同所から市道大榎列古長田線を北進して南あわじ市字八木入田と南あわじ市字倭文長田との字界に至り同所から同字界を北東進して南あわじ市八木養宜上字伊笹1262－３番地と1262－２番地の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東進して大池右岸に至り、同所から堤を東進して同池左岸放水路に至り、同所から同放水路を南進及び南東進してユル池右岸を経て農道終点に至り、同所から同農道を南東進して市道八木２号線に至り、同所から西進して起点に到る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

兵庫県告示第1100号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定により、次の区域を特定猟具禁止区域として指定する。

なお、平成28年兵庫県告示第917号（特定猟具禁止区域の指定）は、令和８年10月31日限り、廃止する。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

名　称	特定猟具の種類	区　　域	存続期間
伊丹・尼崎特定猟具使用禁止区域	銃器	尼崎市武庫川町における国道43号と西宮市と尼崎市の境界との交点（武庫川大橋上）を起点として、同所から同境界を北進して国道171号（甲武橋上）に至り、同所から同国道を北東進して伊丹市下河原における兵庫県と大阪府の府県界に至り、同所から同府県界を南進及び南西進して尼崎市東本町における国道43号（辰巳橋）に至り、同所から同国道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、大阪国際空港の区域のうち伊丹市の区域を除く	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
小野市来住町特定猟具使用禁止区域	銃器	小野市粟生町における県道三木宍粟線とＪＲ加古川線との交点を起点として、同所から同ＪＲ線を南進して神戸電鉄粟生駅のホーム北端に至り、同所から同ホームを東進して神戸電鉄粟生線に至り、同所から同電鉄線を南進して県道市場多井田線との交点に至り、同所から同県道を南進して県道小野香寺線に至り、同所から同県道を南進して市道3136号線に至り、同所から同市道を南東進して県道小野町停車場線に至り、同所から同県道を北東進して県道小野香寺線に至り、同所から同県道を北東進して市道4022号線に至り、同所から同市道を南東進して万勝寺川右岸に至り、同所から同河川を南東進して市道4118号線及び市道4104号線との交点に至り、同所から市道4118号線を南東進して県道市場多井田線に至り、同所から同県道を南東進して市道131号線に至り、同所から同市道を南西進して小野市と三木市との境界に至り、同所から同境界を西進して小野市と三木市及び加古川市との境界に至り、同所から小野市と加古川市との境界を北西進して小野市と加古川市と加西市との境界に至り、同所から小野市と加西市との境界を東進及び北進して市道129号線に至り、同所から同市道を東進して県道三木宍粟線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、小野市男池鳥獣保護区の区域を除く	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

姫路特定猟具使用禁止区域	銃器	姫路市大塩町における曽根港西防波堤南端を起点として、同所から同市的形町福泊の姫路市立遊漁センター南端を見通した線を経て同所に至り、同所から八家川河口西防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から妻鹿漁港東防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から妻鹿地区埋立地東南端岸壁を見通した線を経て同所に至り、同所から姫路港東部工業港区東防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から同港区西外防波堤東端を見通した線を経て同所に至り、同所から飾磨港区東防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から同港区西防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から広畑港区東防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から広畑地区埋立地の日本製鉄桟橋南端を見通した線を経て同所に至り、同所から同桟橋を北進して同埋立地南東壁に至り、同所から同南岸壁を南西進して同埋立地南西端岸壁に至り、同所から浜田地区埋立地南東端岸壁を見通した線を経て同所に至り、同所から同埋立地南岸を南西進して西部工業港区東防波堤南端に至り、同所から同工業港区西防波堤南端を見通した線と姫路市とたつの市の境界に至り、同所から姫路市とたつの市の境界を北進して姫路市、たつの市及び揖保郡太子町の境界点に至り、同所から姫路市と揖保郡太子町の境界を東進及び北西進して姫路市西脇における県道西脇誉田線に至り、同所から同県道を北進して県道姫路上郡線に至り、同所から同県道を東進して県道724号と合流、同所から同県道姫路上郡線を東進して県道724号と分岐、県道姫路上郡線を東進して同市町田における県道山之内葎野姫路線に至り、同所から同県道を北進して同市六角における県道石倉玉田線に至り、同所から同県道を東進して書写橋東詰に至り、同所から夢前町と御立北２丁目の境界を北東進して廣峯神社に至る山道に至り、同所から同山道を南進して同神社に至り、同神社から同市北平野に至る山道を南進して市道城北15号線に至り、同所から同市道を南進して市道城北116号線に至り、同所から同市道を南進して同市城北新町における県道姫路環状線に至り、同所から同県道を東進して同市増位新町における県道砥堀本町線に至り、同所から同県道を北東進して国道312号に至り、同所から同国道を北進して市川に架かる市川大橋（播但連絡有料道路）西詰に至り、同所から同大橋を渡り播但連絡有料道路を南進して同市飾東町庄における市道花田163号線に至り、同所から同市道を東進して市道谷外121号線に至り、同所から同市道を南東進して県道神戸加古川姫路線に至り、同所から同県道を南東進して姫路市と加古川市の境界に至り、同所から同境界を西進及び南進して姫路市、加古川市及び高砂市の境界点に至り、同所から姫路市と高砂市の境界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、仁寿山鳥獣保護区、姫路市鳥獣保護区、京見山鳥獣保護区及び桜山鳥獣保護区の区域を除く	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

加古川特定猟具使用禁止区域	銃器	明石市大蔵八幡町における明石市と神戸市の境界と海岸線との交点を起点として、同所から海岸線を西進して同市東二見地区南防波堤南端に至り、同所から二見地区埋立地北東端岸壁を見通した線を経て同所に至り、同所から同埋立地の東岸を南進して南岸に至り、同所から南岸を西進して南西端に至り、同所から播磨地区埋立地南東端岸壁を見通した線を経て同所に至り、同所から播磨地区埋立地南岸を西進して東防波堤西端に至り、同所から加古川市別府地区西防波堤東端を見通した線を経て同所に至り、同西防波堤及び加古川地区埋立地南岸を北西進して加古川地区埋立地南西端に至り、同所から高砂市高砂地区西防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から同西防波堤及び海岸線を西進して高砂地区東防波堤西端に至り、同所から荒井地区西防波堤東端を見通した線を経て同所に至り、同所から同西防波堤及び海岸線を西進して同東防波堤西端に至り、同所から伊保地区埋立地南東端岸壁を見通した線を経て同所に至り、同所から同埋立地南岸を西進及び同西岸を北進して同市伊保地区東防波堤西端に至り、同所から同西防波堤南端を見通した線と高砂市と姫路市の境界に至り、同所から同境界を北進して高砂市、姫路市及び加古川市の境界点に至り、同所から姫路市と加古川市の境界を北進して県道神戸加古川姫路線に至り、同所から同県道を東進して県道小原宝殿停車場線に至り、同所から同県道を北東進して県道小野志方線に至り、同所から同県道を北東進して県道高砂北条線に至り、同所から同県道を南西進して市道高畑中央線に至り、同所から同市道を南西進して加古川市志方町高畑における市道志方高畑３号に至り、同所から同市道を東南進して市道志方町小畑線に至り、同所から同市道を西進して県道高砂北条線に至り、同所から同県道を南進して市道投松２号に至り、同市道を南東進して市道投松７号に至り、同所から同市道を南東進及び南西進して県道神戸加古川姫路線に至り、同県道を東進して市道広尾東新田線に至り、同所から同市道を北東進して市道広尾16号に至り、同所から同市道を南東進して市道一本松７号を経て市道志方町小畑線に至り、同所から同市道を南西進して県道神戸加古川姫路線に至り、同所から同県道を南東進して県道高砂加古川加西線に至り、同所から同県道を北東進して県道加古川右岸自転車道線に至り、同所から北進して県道高砂加古川加西線に至り、同所から北進して県道小野志方線に至り、同所から県道小野志方線を東進して加古川市と小野市の境界に至り、同所から同境界を南東進、東進及び南進して県道平荘市場線に至り、同所から同市界を南進して加古川市、小野市及び三木市の境界点に至り、同所から加古川市と三木市の境界を南進して三木市と加古郡稲美町の境界に至り、同所から同境界を東進及び南進して三木市、稲美町及び神戸市の境界点に至り、同所から稲美町と神戸市の境界を南進及び南西進して稲美町、明石市及び神戸市の境界点に至り、同所から明石市と神戸市の境界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、稲美北部鳥獣保護区、稲美中部鳥獣保護区、天満大池鳥獣保護区、日岡鳥獣保護区及び平荘湖鳥獣保護区の区域を除く	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

西宮・芦屋・神戸特定猟具使用禁止区域	銃器	西宮市武庫川町における国道43号と西宮市と尼崎市の境界との交点（武庫川大橋上）を起点として、同所から同国道を西進して神戸市灘区岩屋中町における国道２号に至り、同所から同国道を西進、南進及び南西進して市道西出高松前池線（西出町交差点）に至り、同所から同市道を南西進して市道兵庫南186号線（小松３丁目交差点）に至り、同所から同市道を南進して市道林田方面第94号線、市道遠矢浜町１号線を経て、同市長田区遠矢浜町における海岸防潮堤（神戸検疫所前）に至り、同所から同市須磨区外浜町における須磨港東灯台を見通した線を経て同所に至り、同所から同区若宮町における須磨港西炉台を見通した線を経て同所に至り、同所から須磨港西岸岸壁南端を西進して同岸壁南西端に至り、同所から同岸壁西端を北進して須磨の浦海岸線に至り、同所から同海岸線を西進して同市垂水区塩屋町における神戸市新垂水処理場の埋立地岸壁東端に至り、同所から同岸壁東端を南進して同岸壁南東端に至り、同所から同岸壁南端を西進して同岸壁南西端に至り、同所から同岸壁西端を北進して同区平磯における海岸線に至り、同所から同海岸線及び垂水漁港岸壁並びに同区五色山から同区狩口台における海岸線を北西進して、神戸市と明石市の境界に至り、同所から同境界を北東進して同区南多聞台における第二神明道路に至り、同所から同道路を東進して神戸市須磨区戸政町における県道神戸明石線に至り、同所から同県道を北東進して国道28号に至り、同所から同国道を北東進して同市中央区多聞通における国道428号に至り、同所から同国道を北進して市道山麓線に至り、同所から同市道を東進して同市灘区高羽町における石屋川右岸線に至り、同所から同川右岸線を南東進して阪急電鉄神戸本線軌道敷に至り、同所から同軌道敷を東進して西宮市北口町における阪急電鉄今津線軌道敷（西宮北口駅）に至り、同所から同軌道敷を北進して国道171号に至り、同所から同国道を北東進して尼崎市と西宮市の境界（甲武橋上）に至り、同所から同境界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、鉄拐山鳥獣保護区の区域を除く	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
玉津岩岡特定猟具使用禁止区域	銃器	神戸市西区伊川谷町における第二神明道路大蔵谷インターチェンジを起点として、同所から神戸市と明石市の境界を西進、北進、西進及び北西進して神戸市、明石市及び加古郡稲美町の境界点に至り、同所から神戸市と加古郡稲美町の境界を東進して神戸市西区神出町紫合における県道野村明石線に至り、同所から同県道を南進して県道六分一神出線に至り、同所から同県道を南西進して市道神出岩岡線に至り、同所から同市道を南西進して県道大久保稲美加古川線に至り、同所から同県道を南西進して同区岩岡町岩岡における市道神戸二見線に至り、同所から同市道を南東進して同区平野町西戸田における国道175号に至り、同所から同国道を南進して同区玉津町小山における第二神明道路（玉津インターチェンジ）に至り、同所から同道路を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

丹生山特定猟具使用禁止区域	銃器	神戸市北区山田町藍那における関西電力高圧送電線（六甲線）と市道水呑木津線の交点を起点として、同所から同市道を北西進して市道西下木津線に至り、同所から同市道を北西進して同区山田町西下における県道神戸加東線に至り、同所から同県道を北西進して一の瀬橋西詰に至り、同所から志染川右岸と神戸市と三木市の境界との交点を見通した線を経て同所に至り、同所から同境界を北東進及び北進してシビレ山山頂（標高466.0メートル）に至り、同所から尾根線を東進して標高512.9メートルの三角点に至り、同所から尾根線をさらに東進して標高586.1メートルの三角点（帝釈山）に至り、同所から神戸市が設定している「ＫＯＢＥ太陽と緑の道」を東進して国道428号（岩谷峠）に至り、同所から同国道を南進して同区山田町福地における県道神戸加東線に至り、同所から同県道を西進して同区山田町東下における同「ＫＯＢＥ太陽と緑の道」（丹生神社前）に至り、同所から同「ＫＯＢＥ太陽と緑の道」を南西進して同区山田町藍那における関西電力高圧送電線（六甲線）に至り、同所から同送電線を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
久崎特定猟具使用禁止区域	銃器	佐用郡佐用町久崎における国道373号と町道笹ケ丘虚田線との交点を起点として、同所から同町道を南西進して、同町久崎字鳥ノ向と字竈との字界交点に至り、同所から同字界を西進して同町久崎字竈、字鳥ノ向及び字浅セとの３字界交点に至り、同所から同町久崎字竈と字浅セの字界を北進して字浅セ422番地１と423番地２の１との地番界交点に至り、同所から同地番界を北進して字浅セ422番地１と423番地１との地番界交点に至り、同所から同地番界を北西進して佐用川との交点に至り、同所から同町円光寺字和田393番地２と同所392番地との地番界と町道和田廻り渕線との交点を見通した線を経て同所に至り、同所から同町道を東進して国道373号との交点に至り、同所から同国道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
多々良木ダム特定猟具使用禁止区域	銃器	朝来市多々良木における市道多々良木中村線と市道新多々良木線との交点を起点として、同所から同市道を東進し多々良木トンネル北口の市道多々良木ダム湖右岸線との交点に至り、同所から同市道を南西進して市道新多々良木線との交点に至り、同所から同市道を南進して市道多々良木ダム湖左岸線との交点に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
黒川ダム特定猟具使用禁止区域	銃器	朝来市生野町黒川における市道黒川ダム湖岸線の上市川橋西詰を起点として、同市道を北西進して黒川ダムを周回して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

赤穂特定猟具使用禁止区域	銃器	赤穂市鷆和における国道250号と市道真木綱崎１号線との交点を起点として、同所から同国道を東進して市道坂越橋線に至り、同所から同市道を南東進して坂越橋東詰の県道周世尾崎線に至り、同所から同県道を南西進して市道南野中尾崎線に至り、同所から同市道を南西進して赤穂大橋東詰の市道中洲明神木線に至り、同所から同市道を南東進して市道木ノ下南線に至り、同所から同市道を北東進して市道木ノ下清水線に至り、同所から同市道を北東進及び南東進して市道磯釜東海線に至り、同所から同市道を南進して県道坂越御崎加里屋線に至り、同所から同県道を南西進して市道東海紀ノ国線に至り、同所から同市道を南西進して市道紀ノ国橋本線に至り、同所から同市道を南西進して市道御崎加里屋線に至り、同所から同市道を南進して赤穂市御崎字三崎42番地の３に至り、同所から御崎港口右岸南東端岸壁を見通した線を経て同所に至り、同所から赤穂海浜公園海岸線を西進して唐船山南端に至り、同所から千種川河口右岸防波堤南東端を見通した線を経て同所に至り、同所から赤穂藤原新田の南東端岸壁を見通した線を経て同所に至り、同所から市道真木綱崎１号線を見通した線を経て同所に至り、同所から同市道を北西進及び北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
神戸北特定猟具使用禁止区域	銃器	神戸市北区淡河町淡河における県道三木三田線と国道428号の交点を起点として、同所から同県道を南西進して神戸市と三木市の境界に至り、同所から同境界を北西進、北東進、南東進及び北進して神戸市、三木市及び三田市の境界点に至り、同所から神戸市と三田市の境界を南東進して神戸市北区長尾町宅原における国道176号に至り、同所から同国道を南進して県道定塚四軒茶屋線に至り、同所から同県道を西進して県道西脇三田線に至り、同所から同県道を西進して県道山田三田線に至り、同所から同県道を南西進して善入大池東側における神戸市が設定している「ＫＯＢＥ太陽と緑の道」に至り、同所から同「ＫＯＢＥ太陽と緑の道」を南進及び北東進して同区長尾町宅原における中国自動車道に至り、同所から同自動車道を南東進して県道神戸加東線に至り、同所から同県道を南西進して同区八多町上小名田における市道田尾寺線に至り、同所から同市道を南東進して六甲北有料道路に至り、同所から同有料道路を南西進して県道市野瀬有馬線に至り、同所から同県道を北西進して県道神戸加東線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

相生特定猟具使用禁止区域	銃器	相生市相生湾左岸における君島南端を起点として、同所から同湾右岸南端釜崎の相生市と赤穂市との市界を見通した線を経て同市界に至り、同所から同市界を北進及び北西進して相生市佐方と同市若狭野町との大字界に至り、同所から同大字界の山陵尾根線を東進して通称佐方谷に至り、同所から同佐方谷を北進して相生市若狭野町入野における市道入野13号線に至り、同所から同市道を北東進して国道２号に至り、同所から同国道を東進して山陽自動車道に至り、同所から同自動車道を東進して相生市とたつの市との市界に至り、同所から同市界を東進及び南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、相生御津特定猟具使用禁止区域のうち、相生市の区域、相生市日の浦鳥獣保護区及び相生市那波特定猟具使用禁止区域の区域を除く	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
道場町特定猟具使用禁止区域	銃器	神戸市北区有野町二郎における神戸市と西宮市の境界と国道176号との交点を起点として、同所から同国道を北進して神戸市と三田市の境界に至り、同所から同境界を東進して神戸市、三田市及び宝塚市の境界点（大岩岳）に至り、同所から神戸市と宝塚市の境界を南進して神戸市、西宮市及び宝塚市の境界点に至り、同所から神戸市と西宮市の境界を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、鏑射山鳥獣保護区のうち神戸市の区域を除く	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
善防山特定猟具使用禁止区域	銃器	加西市大村町における市道西長大村線と県道高砂北条線との交点を起点として、同所から同県道を南進して国道372号に至り、同所から同国道を西進して加西市と姫路市との市界に至り、同所から同市界を西進して県道山下飾東線に至り、同所から同県道を北進して県道小野香寺線に至り、同所から同県道を東進して市道北条長線に至り、同所から同市道を北進して市道西長大村線に至り、同所から同市道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
五色丘特定猟具使用禁止区域	銃器	洲本市五色町広石下における市道赤土線と市道旧県道広石線との交点を起点として、同所から同市道を西進して県道鳥飼浦洲本線に至り、同所から同県道を北西進して市道玉田線に至り、同所から同市道を北東進して西谷池東端における農道西谷線に至り、同所から同農道を南進して市道栗山線に至り、同所から同市道を南進して市道赤土線に至り、同所から同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
揖竜特定猟具使用禁止区域	銃器	たつの市御津町金崎における相生市との市界を起点として、同所から同市界を北進して山陽自動車道に至り、同所から同自動車道を東進して市道小犬丸土師線に至り、同所から同市道を北進して県道姫路上郡線に至り、同所から同県道を東進して龍野新大橋西詰に至り、同所から同県道を北東進して龍野橋西詰における国道179号に至り、同所から同国道を北進して佐野橋東詰に至り、同所から市道佐野７号線を北東進して市道佐野觜崎線に至り、同所から同市道を北進して觜崎橋西詰に至り、同所から市道觜崎新宮線を北進して県道宍粟新宮線に至り、同所から同県道を北進して県道宍粟香寺線に至り、同所から同県道を東進して市道川戸９号線に至り、同所から同市道を南東進して	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

		市道川戸３号線に至り、同所から同市道を東進して県道宍粟香寺線に至り、同所から同県道を南西進して揖保川左岸堤防との分岐点に至り、同所から同堤防を南進して県道宇原新宮線に至り、同所から同県道を南進して揖保川左岸堤防管理用道路に至り、同所から同管理用道路を南進して県道宇原新宮線に至り、同所から同県道を南進して市道曽我井下野線に至り、同所から同市道を南進して市道曽我井１号線に至り、同所から市道曽我井１号線を南進して揖保川左岸河川区域界に至り、同所から同河川区域界を南進して揖保川左岸堤防管理用道路に至り、同所から同管理用道路を南進して觜崎橋東詰に至り、同所から市道東觜崎島田線を南進して市道東觜崎祇園橋線に至り、同所から同市道を南進して祇園橋東詰における県道姫路上郡線に至り、同所から同県道を南東進してたつの市龍野町島田における県道東觜崎網千停車場線に至り、同所から同県道姫路上郡線を南進してたつの市龍野町日飼における県道東觜崎網千停車場線に至り、同所から県道姫路上郡線を東進して県道上伊勢誉田線との交点に至り、同所から県道上伊勢誉田線を北進して県道姫路新宮線に至り、同所から県道姫路新宮線を東進して市道西鳥井筒井線に至り、同所から同市道を北進して姫路市との市界交点に至り、同所から同市界を東進して国道29号に至り、同所から同国道を南東進して市道田中林田線に至り、同所から同市道を南進して県道姫路新宮線に至り、同所から同県道を西進して市道中井田中線に至り、同所から同市道を南進して市道中井６号線に至り、同所から市道中井６号線を南進してたつの市神岡町中井におけるＪＲ姫新線の軌道敷に至り、同所から同軌道敷を西進して林田川左岸河川区域界に至り、同所から同河川区域界を南進して市道誉３号線に至り、同所から同市道を南進して誉橋東詰に至り、同所から市道誉橋永久橋線を南進して国道179号に至り、同所から同国道を南東進して県道西脇誉田線に至り、同所から同県道を東進してたつの市と揖保郡太子町の市町境に至り、同所から市町境を北進し、たつの市と姫路市、揖保郡太子町の市町界交点に至り、同所から南東進して町道広坂松尾線に至り、同所から同町道を北東進して揖保郡太子町と姫路市との市町界交点に至り、同所から同市町界を東進、南進及び西進してたつの市との市町界交点に至り、同所から姫路市とたつの市との市界を南進して揖保川河口における西部工業港区東防波堤南端に至り、同所から同区西防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から四十四島南端を見通した線を経て同所に至り、同所から室津半島南端を見通した線を経て同所に至り、同所から赤松鼻南端を見通した線を経て同所に至り、同所から起点を見通した線を経て起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、相生御津特定猟具使用禁止区域のうちたつの市御津町の区域、たつの市御津特定猟具使用禁止区域及び桜山鳥獣保護区のうち揖保郡太子町の区域を除く	

川西・猪名川特定猟具使用禁止区域	銃器	川西市若宮における県道切畑多田院線と川西市と宝塚市の境界との交点を起点として、同所から同境界を北西進して川西市、宝塚市及び川辺郡猪名川町の境界点に至り、同所から川西市と川辺郡猪名川町の境界を北東進して川西市一庫における県道川西三田線に至り、同所から同県道を北西進して川辺郡猪名川町紫合における県道能勢猪名川線（紫合堂田交差点）に至り、同所から同県道を北進して町道阿古谷民田線に至り、同所から同町道を東進して同町千軒における国道173号に至り、同所から同国道を南進して町道民田4号に至り、同所から同町道を南西進して同町と川西市の境界に至り、同所から川西市道1449号を南進して知明さくら橋東詰に至り、同所から兵庫県立一庫公園管理道を南進及び北東進して知明りんどう橋西詰に至り、同所から市道1447号を東進して同橋東詰に至り、同所から県道野間出野一庫線を南進して兵庫県と大阪府の府県界に至り、同所から同府県界を南進、北東進及び南進して県道川西篠山線に至り、同所から同県道を北西進及び西進して県道切畑多田院線に至り、同所から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
加西市中部特定猟具使用禁止区域	銃器	加西市都染町における中国自動車道と県道高砂加古川加西線との交点を起点として、同所から同県道を南進して国道372号に至り、同所から同国道を南西進して万願寺川前田橋右岸に至り、同所から同河川を南進して県道三木宍粟線に至り、同所から同県道を西進して国道372号に至り、同所から同国道を南西進して県道玉野倉谷線に至り、同所から同県道を北進して市道剣坂野条線に至り、同所から同市道を北西進して県道高砂北条線に至り、同所から同県道を北進して市道段下１号に至り、同所から同市道を東進して市道段下３号に至り、同所から同市道を北進して市道段下玉野線に至り、同所から同市道を北東進して県道三木宍粟線に至り、同所から同県道を南東進して市道豊倉日吉線に至り、同所から同市道を北進して市道玉丘常吉線に至り、同所から同市道を北西進して県道玉野倉谷線に至り、同所から同県道を北進して県道多可北条線に至り、同所から同県道を西進して市道殿原線に至り、同所から同市道を北進して中国自動車道に至り、同所から同自動車道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

西脇特定猟具使用禁止区域	銃器	西脇市郷瀬町における県道郷の瀬野村線と国道427号との交点を起点として、同所から同国道を南東進及び南進して国道175号に至り、同所から同国道を北東進して市道嶋上比延線に至り、同所から同市道を東進及び北進して市道上比延17号線に至り、同所から同市道を北西進して県道西脇篠山線に至り、同所から同県道を東進して県道黒田庄多井田線に至り、同所から同県道を南進及び西進して市道鹿野比延１号線に至り、同所から同市道を南西進してＪＲ加古川線に至り、同所から同ＪＲ線軌道上を西進して県道黒田庄多井田線に至り、同所から同県道を南進して市道高松１号線に至り、同所から同市道を南進して市道高松18号線に至り、同所から同市道を南進して市道高松11号線に至り、同所から同市道を南東進して県道西脇口吉川神戸線に至り、同所から同県道を南進して加東市との行政界に至り、同所から同行政界を西進して県道西脇三田線に至り、同所から同県道を北進して県道西脇八千代市川線に至り、同所から同県道を西進して県道郷の瀬野村線に至り、同所から同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
加西市北条西特定猟具使用禁止区域	銃器	加西市福居町における県道中寺北条線と市道福居吉野線との交点を起点として、同所から同市道を南東進して県道豊富北条線に至り、同所から同県道を南進して市道山下20号線に至り、同所から同市道を南進して県道山下飾東線に至り、同所から同県道を南進して市道福住１号線に至り、同所から同市道を北西進して市道山下11号線に至り、同所から同市道を北進して県道豊富北条線に至り、同所から同県道を南西進して加西市と姫路市の市界に至り、同所から同市界を北進して加西市と姫路市及び福崎町の３市町界交点に至り、同所から加西市と福崎町の市町界を北進して県道中寺北条線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
小野市高山特定猟具使用禁止区域	銃器	小野市住吉町における県道小野藍本線と東条川右岸の交点を起点として、同所から同県道を南進して市道108号線に至り、同所から同市道を西進して県道敷地穂積線に至り、同所から同県道を北進及び北東進して国道175号に至り、同所から同国道を北進して小野市と加東市との境界に至り、同所から同境界を東進及び北進して小野市住吉町における東条川右岸に至り、同所から同河川を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
春日インターチェンジ特定猟具使用禁止区域	銃器	丹波市春日町七日市における旧国道175号と市道野上野七日市線の交点を起点として、同所から同市道を東進して竹田川左岸堤防に至り、同所から同堤防を南進して同市春日町棚原1229番地における農道に至り、同所から同農道を西進して市道野市北線に至り、同所から同市道を西進して市道春日栗柄線に至り、同所から同市道を北西進して市道高野線に至り、同所から同市道を北進して旧国道175号に至り、同所から同国道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

志筑特定猟具使用禁止区域	銃器	淡路市志筑における国道28号と市道志筑環状線との交点を起点として、同所から同市道を北西進して市道山崎線に至り、同所から市道山崎線を北東進及び北西進して県道大谷鮎原神代線に至り、同所から同県道を東進して淡路市大谷における国道28号に至り、同所から同国道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
川西黒川特定猟具使用禁止区域	銃器	川西市黒川における長谷橋南詰を起点として、同所から同橋を北西進して同橋北詰における市道328号に至り、同所から同市道を北西進して旧村道225号に至り、同所から同旧村道を北進して兵庫県と大阪府の府県界に至り、同所から同府県界を南東進して国道477号に至り、同所から同国道を南進して市道328号に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
氷上葛野川特定猟具使用禁止区域	銃器	丹波市氷上町犬岡における市道中央106号線の犬岡小橋西詰と葛野川右岸堤防の交点を起点として、同所から同川を北西進して県道丹波加美線の三原橋南詰に至り、同所から三原橋を渡って同県道を北東進して同県道の三原橋北詰と葛野川左岸堤防の交点に至り、同所から同川左岸堤防を東進して市道特19号線と市道西105号線の長野橋北詰との交点に至り、同所から市道特19号線を東進して葛野川左岸堤防に至り、同所から同川左岸堤防を南東進して市道特11号線の鹿乃川橋東詰に至り、同所から同市道を東進して県道丹波加美線に至り、同所から同県道を南東進して県道福知山山南線に至り、同所から同県道を南東進して県道奥野々氷上線に至り、同所から同県道を南東進して市道中央106号線の犬岡小橋東詰に至り、同所から犬岡小橋を渡って同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
加古川北特定猟具使用禁止区域	銃器	丹波市氷上町常楽における市道特19号線の幸料寺橋西詰と加古川右岸堤防の交点を起点として、同所から同川を北西進して同市青垣町栗住野における市道田井縄本線の芦田橋西詰に至り、同所から同市道を北進して加古川左岸堤防に至り、同所から同川を南東進して市道特19号線の幸料寺橋東詰に至り、同所から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
多可町加美区的場特定猟具使用禁止区域	銃器	多可郡多可町加美区寺内の関電架線下を起点とし、同県道加美八千代線を南西進し、町道寺内22号線に至り、同所から同町道23号線を北西進し作業道入相山線に至り、同作業道を北西進し森林基幹林道笠形線に至り、同所より同広域基幹林道を北東進し、関電架線に至り、同所より関電架線下を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

相生御津特定猟具使用禁止区域	銃器・くくりわな	ア線、イ線に囲まれた一円の区域および海面 （注） ア線　たつの市御津町室津字柏1328の８番地における国道250号と海岸線との接点を起点として、同所から同海岸線を南西進して相生市金ケ崎に至り、同所から同海岸線を北西進して相生市鰯浜の国道250号と海岸との接点（イ線起点）に至る線 イ線　相生市鰯浜における海岸線と国道250号との接点を起点として、同所から同国道を東進してたつの市御津町室津字柏1328の８番地におけるア線の起点に至る線 海面　たつの市御津町室津字柏1328の８番地におけるア線の起点から御津町赤松鼻南端を見通し、同所から相生市とたつの市との市界の君島南端を結んだ線及び相生市鰯浜におけるイ線の起点から相生市壺根突崎東端を見通し、同所から相生市とたつの市の市界の君島南端を見通した線に囲まれた海面並びに君島を含む一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
相生市那波特定猟具使用禁止区域	銃器・くくりわな	相生市那波南本町における国道250号と市道旭那波線との交点を起点として、同所から同市道を北東進して市道相生那波線に至り、同所から同市道を南西進して県道相生停車場線に至り、同所から同県道を南進して国道250号に至り、同所から同国道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

兵庫県告示第1101号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第５条第１項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　申請の概要

⑴　申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社兵庫工場

三木市志染町広野５丁目70番

兵庫工場長　小　林　法　生

⑵　工場又は事業場の名称及び所在地

グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社兵庫工場

三木市志染町広野５丁目70番

⑶　特定施設に関する事項

種類		２号ロ　洗浄施設	
能力		製品300個／時	
工事着手予定年月日		既設	
工事完成予定年月日		既設	
使用開始予定年月日		許可後	
使用時間の間隔及び１日当たりの使用時間		８時～17時　８時間	
使用時間の季節的変動の概要		な　し	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	通常	最大
	水素イオン濃度（水素指数）	6.5～8.6	6.5～8.6
	生物化学的酸素要求量（単位　mg／L）	64	100
	化学的酸素要求量（単位　mg／L）	47	72
	浮遊物質量（単位　mg／L）	7	11
	窒素含有量（単位　mg／L）	0.7	1.1
	燐（りん）含有量（単位　mg／L）	0.4	0.5
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量（単位　m^3／日）		12	12

備考　汚水等は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

２　縦覧の期間及び場所

⑴　期間　令和８年10月30日から同年11月20日まで

⑵　場所　兵庫県環境部水大気課及び三木市産業環境部生活環境課環境政策グループ

兵庫県告示第1102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和８年10月30日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和８年10月30日から２週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
県道 楽々浦玄武洞豊岡線	豊岡市赤石字竹栗1397番１から 同　市赤石字古屋敷546番１まで	旧	5.0から 15.0まで	655.0	
		新	9.0から 21.0まで	655.0	

兵庫県告示第1103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和８年10月30日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和８年10月30日から２週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
県道 浅野山東線	朝来市山東町大月字北山78番１から 同　市山東町大月字北山78番１まで	旧	8.0から 31.0まで	325.0	
		新	8.0から 16.0まで	325.0	

兵庫県告示第1104号

平成30年兵庫県告示第162号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

大歳馬場Ⅰ（101070463）の項中別図91を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1105号

令和元年兵庫県告示第432号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

箕岡(5)Ⅰ（101020061）の項中別図23を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1106号

令和２年兵庫県告示第226号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

再度山(1)Ⅰ（101080078）の項中別図56を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1107号

令和３年兵庫県告示第379号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

一ノ谷町(1)Ⅱ－２（101050241）の項中別図５を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1108号

令和３年兵庫県告示第380号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

梨原Ⅰ（101060008）の項中別図３を次の図面のとおり改める。

下畑町(3)Ⅰ（101060193）の項中別図87を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1109号

令和３年兵庫県告示第381号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

神出町南(1)Ⅰ（101090043）の項中別図30を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1110号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第８項の規定により、令和元年兵庫県告示第432号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

名　　称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
土山町（101020142）	神戸市灘区土山町（別図54のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり

兵庫県告示第1111号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第８項の規定により、令和２年兵庫県告示第226号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

名　　称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
北野(2)Ⅰ （101080049）	神戸市中央区北野町１丁目（別図32のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
山郡Ⅱ （101080058）	神戸市中央区葺合町（別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり

兵庫県告示第1112号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第８項の規定により、令和２年兵庫県告示第227号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

名　　称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
熊野Ⅰ （101030028）	神戸市兵庫区熊野町５丁目（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり

兵庫県告示第1113号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第８項の規定により、令和２年兵庫県告示第231号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

名　　称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
福田(1) （212010068）	たつの市誉田町福田 揖保郡太子町松尾（別図１のとおり）	土石流	別図１のとおり

兵庫県告示第1114号

昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部を次のように改正し、令和８年11月１日から適用する。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

「出石特別支援学校
２中「出石特別支援学校」を　とよおか特別支援学校　に改める。
みかた特別支援学校　」

公　　告

地域森林計画の樹立及び一部変更の案の縦覧

森林法（昭和26年法律第249号）第５条第１項及び第５項の規定により、加古川地域森林計画の樹立、揖保川地域森林計画及び円山川地域森林計画の一部を変更するので、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、兵庫県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　樹立及び一部変更する地域森林計画区の名称等及び縦覧場所

区分	名称及び区域	計画期間	縦覧場所
加古川地域森林計画の樹立	＜加古川森林計画区＞ 神戸市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 丹波篠山市 丹波市 南あわじ市 淡路市 加東市 猪名川町 多可町 稲美町	令和９年４月１日から 令和19年３月31日まで	兵庫県農林水産部林務課 神戸県民センター神戸農林振興事務所 阪神北県民局阪神農林振興事務所 東播磨県民局加古川農林水産振興事務所 北播磨県民局加東農林振興事務所 丹波県民局丹波農林振興事務所 淡路県民局洲本農林水産振興事務所

揖保川地域森林計画の一部変更	＜揖保川森林計画区＞ 姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神河町 市川町 福崎町 太子町 上郡町 佐用町	令和６年４月１日から 令和16年３月31日まで	兵庫県農林水産部林務課 中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所 西播磨県民局光都農林振興事務所
円山川地域森林計画の一部変更	＜円山川森林計画区＞ 豊岡市 養父市 朝来市 香美町 新温泉町	令和７年４月１日から 令和17年３月31日まで	兵庫県農林水産部林務課 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所

２　縦覧期間

令和８年10月30日から同年11月27日まで

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第317号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　改正しようとする区域の案

万歳（306020003）の項中別図６を次の図面のとおり改める。

（次の図面は省略し、下記３に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

２　改正の案の閲覧期間

令和８年11月11日（水）から同月25日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

３　改正の案の閲覧場所

淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所

４　意見書に関する事項

⑴　様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第５条第２項の規定により定める様式

⑵　提出先

淡路県民局洲本土木事務所河川砂防第２課

〒656-0021　洲本市塩屋２－４－５

⑶　提出期限

令和８年11月25日（水）まで（当日消印有効）

⑷　意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和８年12月24日（木）までに、上記３に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

建築士法による処分

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、同条第５項及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号。以下「省令」という。）第６条の３の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　処分をした年月日
　令和８年10月13日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
　別表のとおり
３　処分の内容
　戒告
４　処分の原因となった事実
　法第22条の２第２号に規定する二級建築士定期講習を省令第17条の36に規定する受講期間内に受講しなかった。

別表

氏　名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号
平　塚　　徹	二級建築士	兵庫県知事登録　第阪神2025号

都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　加古郡稲美町加古字上新田前1813番１、1814番１、1815番２、1813番１地先水路
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
　東京都品川区大崎一丁目11番２号
　株式会社ローソン　代表取締役　竹　増　貞　信
３　許可年月日及び許可番号
　令和８年６月25日
　兵庫県指令東播（加土）（建）第１－11号（８稲美）

都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　小野市王子町字大池936番19、
　同　市同　町字九日山937番４、937番18、937番21、937番65
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
　加古川市別府町新野辺北町６丁目112番地

山本　紀代
３　許可年月日及び許可番号
令和８年６月30日
兵庫県指令北播（加土）（建）第１－７号（８小野）

都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第２項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加東市上鴨川字北山ノ北1061番147、1061番149の一部、1061番150の一部、1061番186の一部、1061番187の一部、1061番534、1061番535、1061番537
同　市上鴨川字北山1059番773、1059番829
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪府三島郡本町江川２丁目15番１
株式会社東洋トレーディング　代表取締役　多比良　勝　平
３　許可年月日及び許可番号
令和８年10月５日
兵庫県指令北播（加土）（建）第１－14号（８加東）

都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和８年10月30日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
洲本市五色町都志万歳字八幡原625番の一部、670番、678番２、681番、682番、707番１の一部、710番４、710番５、710番６
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪府大阪市北区梅田一丁目１番３－900号　大阪駅前第３ビル
株式会社グリーンフィールド　代表取締役　角　田　敏　生
３　許可年月日及び許可番号
令和８年３月24日
兵庫県指令淡路（洲土）（建）第１－３－２号（６洲本）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第77号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第２項及び第４項第２号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第２項及び第４項第２号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和８年10月30日

兵庫県選挙管理委員会
委員長　永　田　秀　一

２　老人ホームの表尼崎市の項中

「

社会福祉法人あかね　サービス付き高齢者向け住宅　ヴィラ　ベルセゾン	同　市宮内町１丁目23－１

」

を

「

社会福祉法人あかね　サービス付き高齢者向け住宅　ヴィラ　ベルセゾン	同　市宮内町１丁目23－１
尼崎特別養護老人ホーム　ラガール	同　市大庄西町４丁目４番１号

」

に、改める。